

開設準備にお使いください

障がい福祉サービス 開設前の 「共通チェックリスト」【大阪版】

サービスの種類にかかわらず、開設前に確認しておきたい7つの分野をまとめました。□にチェックを入れながらお使いください。

① 窓口 ② 法人・定款 ③ 役員 ④ 必要書類 ⑤ お金 ⑥ 物件・立地 ⑦ 市町村への連絡

行政書士中谷法務事務所(2026年10月作成/内容は2026年9月20日時点の公的機関の案内にもとづきます)

1 窓口:事業所を置く場所で決まります

☐ 事業所を置く市町村を決めた

☐ 申請の窓口を確認した

大阪市内→大阪市/堺市内→堺市/それ以外→大阪府など。市によって窓口が別場合があります

☐ 窓口ごとの手続きの流れ・受付日程を確認した

例:大阪市は事前協議を大阪市行政オンラインシステムで手続き/堺市の就労継続支援などは、申請予約の前に事前協議の完了が必要

2 法人・定款

☐ 法人格がある

会社、NPO法人など

☐ 定款の事業目的に、障がい福祉サービス事業が入っている

あとから変える場合は、登記の手続きが伴うことがあります

3 役員:欠格要件

☐ 役員などに、欠格要件(障害者総合支援法 第36条)にあたる方がいない

主な例:拘禁刑以上の刑に処せられ、執行が終わっていない方/福祉や保健医療に関する法律により罰金刑に処せられ、執行が終わっていない方/指定を取り消されてから5年以内の方(一定の例外あり)

☐ 該当しない旨の誓約書を出せる

4 必要書類

大阪府の案内より、主なもの

書類がそろっていないと、申請を受け付けてもらえません。

☐ **基本書類** 指定申請書、履歴事項全部証明書(登記事項証明書)、誓約書 など

☐ **人員関係** 組織体制図、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表、管理者・サービス提供責任者などの経歴書、実務経験証明書

☐ **建物関係** 案内図、平面図、居室面積・設備備品等の一覧表、事業所の内外の写真、建築確認・検査に関する書類

☐ **その他** 事業計画書、収支予算書、社会保険・労働保険の加入状況確認票、運営規程(サービスの種類ごとに様式が異なります)

5 お金

- ☐ 立ち上げ資金(法人の立ち上げ・物件・備品など)を見積もった
- ☐ 給付費の最初の入金、サービス提供開始から約2か月後と見込んでいる(大阪府の案内)
- ☐ 人件費などの運転資金を、少なくとも2、3か月分確保している(大阪府の案内)
- ☐ 事業所を置く地域の「地域区分(級地)」を確認し、収入の見込みに反映した
級地によって1単位あたりの単価が変わります

6 物件・立地

契約や工事の前に

- ☐ 都市計画法:市街化調整区域などで、開発許可が必要ではないか
- ☐ 建築基準法:採光・換気などの要件。延べ床面積が200平方メートルを超える場合の用途変更の要否
- ☐ 消防法:自動火災報知設備・誘導灯(グループホームなどではスプリンクラー設備など)の要否。申請書の提出締切日まで
に所轄消防署の立ち入り調査を終える。防火対象物使用開始届出書(写し)の用意
- ☐ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域:区域内かどうか
区域内の場合は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務
- ☐ 近隣住民への説明:事前の説明(望ましいとされています)
- ☐ 事業所の名称:近隣に似た名称がないか。「!」「♪」などの記号を使っていないか
- ☐ 駐車場:送迎を行う場合の確保(長時間の路上駐車は法令違反のおそれ)

7 市町村への連絡

- ☐ 事業所を置く市町村の「指定に関する意見等」を確認し、担当部署へ連絡した
- ☐ 【生活介護・就労継続支援A型・B型】守口市、大東市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、四條畷市、交野市、島本町では、事前協議の前に、市町村の担当課へ連絡した(必須)
- ☐ 【児童発達支援・放課後等デイサービス】市町村の「指定に関する意見等」を確認し、担当課へ連絡した

ご注意

- このチェックリストは、一般的な情報をまとめたものです。個別の取扱い、指定権者(大阪府・各市)の窓口でご確認ください。
- 制度や様式は変わることがあります。最新の案内をご確認ください。
- サービスごとの要件(人員・設備など)は、このリストには含まれていません。

何から手をつけるか、整理するだけでも準備の負担が軽くなります。

行政書士中谷法務事務所は、現役の介護福祉士としての現場経験と、行政書士としての申請実務の両方を活かし、法人・役員の確認から、書類の準備、物件の確認、申請、開設後の運営体制まで、あわせてご相談いただけます。

無料相談・お問い合わせ <https://www.nakatani-g-office.com/contact/>

電話 090-5670-8549(平日 10:00~18:00)

所在地 大阪市淀川区三津屋中1-5-19



お問い合わせはこちら

行政書士中谷法務事務所